

改正後 (令和8年5月11日制定)	改正前 (令和7年8月14日)
<p>消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について</p> <p style="text-align: right;">制定 令和7年8月14日 改正 令和8年5月11日</p> <p>1 特定製品</p> <p>消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第四十八号）別表第1に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 乳幼児用ベッド</p> <p>「乳幼児用ベッド」とは、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるベッドをいう。このうち規制の対象とするのは、脚、床板及び枠を有する構造のものであって、主として家庭において、出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除くものとする。</p> <p>この場合において、</p> <p>① 次に掲げるものは、家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用されることがあるが、その使用目的、構造等から、規制の対象としない。</p> <p>イ シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる<u>ベビーカー</u>、傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等</p> <p>ロ～ニ (略)</p>	<p>消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について</p> <p style="text-align: right;">制定 令和7年8月14日</p> <p>1 特定製品</p> <p>消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第四十八号）別表第1に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 乳幼児用ベッド</p> <p>「乳幼児用ベッド」とは、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるベッドをいう。このうち規制の対象とするのは、脚、床板及び枠を有する構造のものであって、主として家庭において、出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除くものとする。</p> <p>この場合において、</p> <p>① 次に掲げるものは、家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用されることがあるが、その使用目的、構造等から、規制の対象としない。</p> <p>イ シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる<u>乳母車</u>、傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等</p> <p>ロ～ニ (略)</p>

②～④ (略)

(4) ～ (13) (略)

(14) 乳幼児用ベッドガード

「乳幼児用ベッドガード」とは、乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用される柵その他の器具をいう。このうち規制の対象となるのは、主として家庭において、出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。

この場合において、

① 「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに限定したのは、病院、保育所等において、専ら業務用として用いられる乳幼児用ベッドガードは、管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設において使用することを目的として設計されるものであり、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。

したがって、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドガードであって、当該施設で使用されるために特別に設計されたものは、規制の対象とはしないが、他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドガードであってもそれが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものである場合は、規制の対象とする。また、デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用ベッドガードもその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象とする。

②～④ (略)

(4) ～ (13) (略)

(新設)

② 「出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落」の規定における「ベッド」は、乳幼児用ベッド以外のベッドであって、乳幼児用ベッドの内部に入れて使用するベッドガードは規制の対象としない。

③ 「出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落」について、出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するための製品による事故が生じた状況を考慮したものである。なお、出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故が生じたといった事故実態等を踏まえ、乳幼児用ベッドガードを使用した出生後18月未満の乳幼児の睡眠は窒息等のリスクが高いと考えられる。経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号。以下「技術基準省令」という。）別表第1の2に規定する使用に適した年齢に関する基準を踏まえ、別表第2の2の規定に基づき使用に適した年齢を表示し、出生後18月未満の乳幼児に使用させないこととする。

(15) ベビーカー

「ベビーカー」とは、乳幼児の運送に使用する歩きながら用いる小型の車をいう。このうち規制の対象となるのは、主として家庭において、出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。

この場合において、

① 「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに限定したのは、病院、保育所等において、専ら業務用として用いられるベビーカーは、管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設において使用することを目的として設計

(新設)

されるものであり、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。

したがって、病院、保育所等で使用されるベビーカーであつて、当該施設で使用されるために特別に設計されたものは、規制の対象とはしないが、他方、病院、保育所等で使用されるベビーカーであつても、その使用の態様が家庭における場合と同様であり、一般消費者が使用することを目的として設計されたものである場合は、規制の対象とする。また、デパートや遊園地等において使用されるベビーカーもその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象とする。

② 「出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車」としているが、出生後36月を超える乳幼児の運送に使用することを目的として設計したものであつても、出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することが想定され得る製品については、規制の対象とする。

③ 「乳幼児の運送に使用する」について、ペダルその他の乳幼児の力により走行させる装置を備える三輪車及び乗用玩具並びに荷物を運搬するためのキャリーケースで座席を有する製品等は、乳幼児の運送以外の用途に使用されるものであるため規制の対象としない。乳幼児の月齢に応じて、他の用途にも使用できる機能を有し形状を変更することができる製品については、「乳幼児の運送に使用する」場合は規制の対象とする。また、チャイルドシートを車体に固定してベビーカーとして使用する製品については、規制の対象とする。当該製品のチャイルドシート部分をチ

チャイルドシートとして使用する場合にあっては、消費生活用製品安全法施行令第二十条及び別表第四第二号に規定する装置であり、規制の対象としない。

2 検査の方式、例外承認申請等

(1) 検査の方式

検査の方式は、技術基準省令第14条によるものとするが、その解釈は別表のとおりとする。

なお、技術基準（技術基準省令別表第1の技術上の基準をいう。以下同じ。）を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。

(2) 型式の区分の扱い

①・② （略）

③ 技術基準省令別表第2に掲げる乳幼児用ベッドガードの型式の区分の固定用器具とは、乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付けるためのベルト又はベッドに固定するための部品を有するものをいう。

また、マットレスの下にパイプを挟む製品やマットレスのシート等の内部に入れて使用する製品については、技術基準省令別表第2に掲げる乳幼児用ベッドガードの型式の区分に定める固定用器具のうち「(2) ないもの」に該当するものとする。

④ 技術基準省令別表第2に掲げるベビーカーの型式の区分の形状において、ベビーカーとして複数の形状を有する製品については、複数の型式に該当するものとする。

⑤ 技術基準省令別表第2に掲げるベビーカーの型式の区分の車

2 検査の方式、例外承認申請等

(1) 検査の方式

検査の方式は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（通商産業省令第十八号。以下「技術基準省令」という。）第14条によるものとするが、その解釈は別表のとおりとする。

なお、技術基準（技術基準省令別表第1の技術上の基準をいう。以下同じ。）を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。

(2) 型式の区分の扱い

①・② （略）

(新設)

(新設)

(新設)

輪の数において、車輪を各々の脚の両側に備えるものその他の複輪のものについては、複輪を一単位とする。

(3)～(6) (略)

3 (略)

4 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言(以下「警告表示」という。)は、技術基準省令別表第2の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) ベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも

別表第2の2中「揺りかご、ベッド若しくはベビーカーに取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、揺りかご、ベビーベッド又はベビーカーに取り付けるよう、又は壁や天井からベビーベッドの上に吊り下げることが意図した玩具のひもであつて、乳幼児の手の届かない範囲にあるように意図されたもので、ISO8124-1:2022の4.11.2から4.11.8に適合しないものをいう。

(5) 出生後18月未満の乳幼児には使用しない旨

別表第2の2中「出生後18月未満の乳幼児には使用しない旨」とは、出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故等を踏まえ、乳幼児用ベッドガードを使用した出生後18月未満の乳幼児のベッドにおける睡眠は窒息等のリスクが高いと考えられることから、表示すべき文言として、使用に適した年齢とともに、使用に関して注意を促すための文言を規定したものである。

(3)～(6) (略)

3 (略)

4 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言(以下「警告表示」という。)は、技術基準省令別表第2の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) ベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも

別表第2の2中「揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に取り付けるよう、又は壁や天井からベビーベッドの上に吊り下げることが意図した玩具のひもであつて、乳幼児の手の届かない範囲にあるように意図されたもので、ISO8124-1:2022の4.11.2から4.11.8に適合しないものをいう。

(新設)

なお、「2歳未満の乳幼児には使用しない旨」など、18月を超える月齢を規定し、その月齢未満には使用しない旨などの文言で表示することもできる。

(6) 使用可能なベッド及びマットレス

乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付ける際、サイズが合わないベッドやマットレスに取り付けると乳幼児用ベッドガードとマットレスの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間ができ、窒息等により死亡するリスクが高い。そのため、別表第2の2中「使用可能なベッド及びマットレス」とは、使用することができないベッドの種類並びにベッド及びマットレスの寸法について表示することをいう。

5 表示の方式等

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言並びに法第13条第1項及び第3項の規定による表示を付す方法は、技術基準省令別表第5によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 乳幼児用ベッドガードの表示の方法

乳幼児用ベッドガードの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。なお、乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付けた際に容易に確認できない箇所に表示した場合は、「表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示」に当たらない。

(4) 乳幼児用ベッドガードの広告

乳幼児用ベッドガードについて、出生後18月未満の乳幼児の睡眠のために利用するような文書、絵図、写真、動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問

5 表示の方式等

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言並びに法第13条第1項及び第3項の規定による表示を付す方法は、技術基準省令別表第5によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

わない。)をしてはならない。

(5) ベビーカーの表示の方法

ベビーカーの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。また、「ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合に表示すること」とは、座席部分の取り外しができるものやチャイルドシートを車体に固定してベビーカーとして使用可能なもの等、多様な製品の流通の状況を考慮したものである。このような製品については、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。なお、ベビーカーの車体本体に縫い付けてあるタグは製品本体とみなす。

(新設)